

令和7年度富山市奨学資金(貸与)奨学生募集要項

1 目的

学校教育法に基づく大学、高等専門学校、専修学校、高等学校専攻科に在学している人に奨学資金を貸与し、優秀な人材を育成する。

2 資格

- (1) 国（国立大学法人）、地方公共団体及び学校法人が設置した大学（短大・大学院を含む）、高等専門学校、専修学校（修業年限が2年以上の専門課程に限る）、高等学校専攻科に在学している人。
- (2) 富山市に居住している世帯に属する人
※保護者等が富山市に居住していれば、市外及び県外の大学等に在学している人も申請することができます。
- (3) 学資の支弁が困難な人
- (4) 日本学生支援機構などの他の奨学資金（授業料減免を含む）との併給はできません。ただし、併願は可能であり、両方の採用があった場合はいずれかを選択していただくことになります。なお、富山市奨学資金の採用後に他の奨学資金を選択する場合には、市奨学資金を辞退し、さらに一部受給済みであれば、市から支給した奨学資金を返還していただくことになります。
- (5) 採用後、上記の条件を欠くこととなった場合は、貸与を取消します。

3 貸与額及び貸与方法

- (1) 貸与月額（下記の表の区分に応じ、無利子で貸与します。）

区分		大学 専修学校	高等専門学校 高等学校専攻科
国公立	自宅通学	35,000円	15,000円
	自宅外通学	41,000円	20,000円
私立	自宅通学	41,000円	20,000円
	自宅外通学	47,000円	25,000円

- (2) 貸与方法

3カ月の金額を、年4回にわたり、本人名義の口座へ振り込みます。

- ・1期（4～6月分）6月末支給
- ・2期（7～9月分）7月末支給
- ・3期（10～12月分）10月末支給
- ・4期（1～3月分）1月末支給

4 貸与期間

奨学資金を受けるに至った月から、その大学等における正規の修業期間。

※休学、退学、転学となった場合は貸与が停止になります。なお、休学の場合は復学により貸与が復活します。

5 提出書類

(1) 奨学資金貸与申請書（学長・校長の職印を大学等で押印）

- ①新入生にあつては、学長・校長の職印は進学先の学長・校長の職印になります。
- ②「授業料の減免」、「他の奨学金」の欄を正確に記入してください。虚偽の申請があつた場合は、支給額を返還していただくことがあります。
- ③保証人の欄は、一人は本人の父母又はそれに代わる人、他の一人は富山市に在住し、独立の生計を営み、奨学資金の返還について連帯の責めを負うことができる人としてください。
- ④年収の欄には、所得・課税証明書を参照し、令和 5 年分の収入額を記入してください。
- ⑤次の事項に該当する場合は、その旨を参考事項の欄に記入し、証明する書類を添付してください（該当する場合は、「10 問い合わせ先」までご連絡ください。）。
 - ア 令和 6 年 1 月以降の所得に大きな変動がある場合
 - イ 障害のある人のいる世帯である場合
 - ウ 主たる家計支持者が別居している場合

(2) 奨学生推薦調書（新入生は出身高等学校、2 年生以上は在学期で記入）

- ①一度大学等を卒業又は退学し、再び別の大学等に進学する場合は、直近に在籍していた学校で作成していただくよう依頼してください。
- ②推薦順位の欄は、未確定の場合、記入不要です。
- ③健康状態の所見欄は、直近の健康診断の結果に基づき記入してください。

(3) 成績証明書

- ①新入生【1 年生】（出身高等学校で発行する最終のもの）
 - ※一度大学等を卒業又は退学し、再び別の大学等に進学する場合は、直近に在籍していた学校が発行したものを追加し提出してください。
- ②在学生【2 年生以降】（在学している大学等で発行する在学年分のもの）

(4) 世帯全員の住民票の写し

市役所 1 階市民課、とやま市民交流館（CiC ビル 3 階）、各行政サービスセンター市民生活課、各中核型地区センター、各地区センターで発行のもの。

※勤務地の関係等で別居している場合、又は二世帯家族の場合であっても同一の生計であれば、家族全員分の住民票の写しが必要です。

(5) 世帯全員の令和 6 年度所得・課税証明書（令和 5 年分の所得）

市役所 2 階税総合窓口、とやま市民交流館（CiC ビル 3 階）、税務事務所、各行政サービスセンター市民生活課、各中核型地区センター、各地区センターで発行のもの。

※所得が無い場合は、非課税証明書を発行してもらってください。

ただし、小・中学生などの所得のない就学者は必要ありません。

※**個人番号（マイナンバー）の利用により省略することができます。「個人番号（マイナンバー）の利用について」をご覧ください。**

6 選考方法及び採用予定人数

家計の状況と本人の学業成績等を申請者中で相対的に評価し、6名程度採用する予定です。

7 申請書提出期間及び受付先

(1) 申込期間

令和7年3月21日（金）から令和7年4月18日（金）まで

(2) 申込先

Toyama Sakura ビル7階学校教育課

8 採用決定通知

令和7年5月下旬（予定）に、本人及び学校長へ文書で通知します。

なお、採用になった場合は、誓約書、連帯保証人調書、口座振替依頼書等の提出が必要となります。

9 奨学資金の返還について

借用証書と返還計画を提出し、その返還計画に従い返還していただきます。

なお、返還計画に基づき、市から納入通知書を発送いたします。

※卒業後1年間の据置期間を含めて20年以内の分割償還という条件のもと、各自で返還計画を立てていただきます。

10 問い合わせ先

富山市教育委員会 学校教育課 学務係

〒930-8510

富山市新桜町6番15号（Toyama Sakura ビル7階）

TEL 076-443-2134

奨学金申請時の個人番号（マイナンバー）の利用について

個人番号（マイナンバー）の利用により、申請時の課税・所得証明書の添付が不要になります。富山市奨学金の申請を行う際には、以下を参照し関係書類の提出をお願いいたします。

1. 個人番号（マイナンバー）の記入について

- (1) 富山市奨学資金貸与申請書（様式第1号）の本人「氏名」欄の下の「個人番号」欄に12桁の「個人番号（マイナンバー）」を記入してください。
- (2) 申請書下段「家族の状況」の「個人番号」欄に12桁の「個人番号（マイナンバー）」を記入してください。

2. 提出書類について

- (1) 申請書を持参する場合・・・次の書類をご用意ください。

①申請者本人が持参する場合

- ☐ マイナンバー確認書類・・・個人番号カード（顔写真あり）または通知カード
- ☐ 本人確認書類（下記参照）

②代理人が持参する場合

- ☐ マイナンバー確認書類・・・申請者の個人番号カード（顔写真あり）または通知カード（どちらもコピー可）
- ☐ 代理人の方の本人確認書類（運転免許証など）

※申請書の裏面下段の委任欄を忘れずに記入してください。

※家族の方の個人番号カードまたは通知カードは持参する必要はありません。

個人番号をよく確認して申請書を提出してください。

- (2) 申請書を郵送する場合・・・次の書類を同封してください。

- ☐ 申請者の個人番号カード（顔写真あり）または通知カードのコピー
- ☐ 申請者の本人確認書類（下記参照）のコピー

3. 本人確認書類について

A. 1点でよいもの

運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード、個人番号カードなど

B. 2点必要なもの

健康保険証、学生証、年金手帳、各種医療受給者証など

※個人番号カード（顔写真あり）を持参する場合は、本人確認書類は不要です。

※有効期限のある本人確認書類は、有効期限内のものに限ります。

※裏面に住所等が記載されている場合は、裏面のコピーも必要です。

4. その他

申請者本人または家族の一部の方の個人番号（マイナンバー）が記入できない場合は、世帯の課税・所得証明書を添付してください。